



様式第1号（第3条関係）

令和7年7月23日

舞鶴市長様 舞鶴市消防長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

（株）DIYSTYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる

森本 隆

電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	市民オンブズマン舞鶴に対して、舞鶴市職員および消防署員によるオンラインカジノへの関与、およびそれに関連する警察による事情聴取が行われたとの情報提供が市民から寄せられました。 この件に関し、舞鶴市または消防が保有している以下の関連文書について、開示を求めます： 1. 当該内容について、市が認知・把握している記録（通報受付記録、市民からの問い合わせ履歴等を含む） 2. 舞鶴市役所および消防本部による内部調査・ヒアリング・報告書等の記録 3. 京都府警察・舞鶴警察署等からの照会、情報提供、調査協力依頼等に関する記録（文書またはメール等） 4. 当該事案に関連する職員・消防署員の懲戒処分履歴、懲戒審査会の議事録、起案文書など ※上記文書の存在有無も含めて、該当資料がある場合には可能な限りの情報開示を求めます。
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付（送付希望の有無 ☐ 有 ☒ 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	消防署の危機管理体制調査のため
※ 受 付 年 月 日	令和 7 年 7 月 24 日
※ 担 当 部 課 等	総務部 人事課 電話番号 66-1066（内線 1345）

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様



舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書の存否を明らかにしない決定通知書

令和7年7月23日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

行政文書の件名又は内容	市民オンブズマン舞鶴に対して、舞鶴市職員および消防署員によるオンラインカジノへの関与、およびそれに関する警察による事情聴取が行われたとの情報提供が市民から寄せられました。 この件に関し、舞鶴市または消防が保有している以下の関連文書について、開示を求めます。 1. 当該内容について、市が認知・把握している記録（通報受付記録、市民からの問い合わせ履歴等を含む） 2. 舞鶴市役所および消防本部による内部調査・ヒアリング・報告書等の記録 3. 京都府警察・舞鶴警察署等からの照会、情報提供、調査協力依頼等に関する記録（文書またはメール等） 4. 当該事案に関連する職員・消防署員の懲戒処分履歴、懲戒審査会の議事録、起案文書など ※上記文書の存在有無を含めて、該当資料がある場合には可能な限り情報開示を求めます。
存否を明らかにしない理由	職員の非違行為の疑いに関する文書の存否を明らかにすることは、職員のプライバシーや名誉を不当に侵害する恐れがあることから、当該文書の存否については明らかにいたしません。（根拠規定：舞鶴市情報公開条例第5条第1項）
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)
備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。